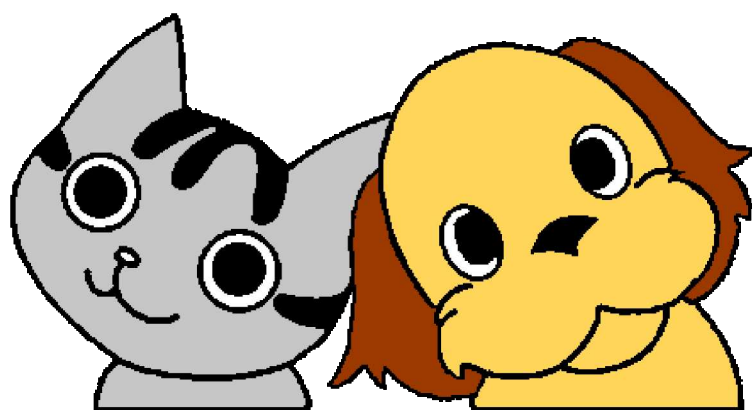


平成19年度

事業概要



山梨県動物愛護指導センター

目 次

第1	センターの成り立ちと施設のあらまし	
1	沿革	1
2	職員の配置状況	2
3	施設概要	2
4	管轄区域	3
5	建物配置図及び平面図	4
6	建物規模	6
第2	動物愛護指導センターの仕事	
1	動物愛護指導センター業務体系	8
2	動物愛護と適正飼養普及事業	
(1)	動物愛護等情報発信事業	8
(2)	動物ふれあい教室	8
(3)	適正飼育の普及啓発	8
(4)	犬及びねこの譲渡	11
(5)	動物愛護デー	12
(6)	県民の日記念イベント	12
3	動物管理事業	
(1)	引き取り業務	13
(2)	負傷動物の処置	14
4	中北保健所管内の動物管理業務	
(1)	犬による危害の防止	15
(2)	苦情処理	15
(3)	動物取扱業の登録	16
(4)	特定動物の飼養許可	16
5	調査研究事業	17
6	動物慰霊祭	17

参考資料

年度別 犬及びねこの引き取り処分状況

第1 センターの成り立ちと施設のあらまし

1 沿革

甲府保健所動物管理課として位置づけられていた「動物管理センター」を、平成11年3月全面改装し、「動物指導センター」と改称した。

平成13年4月動物愛護事業の推進拠点として、甲府保健所から独立し、名称も「動物愛護指導センター」に変わり、従前の動物管理事業等に加え、「人と動物のふれあいステーション」として、県下全域を対象に新たな動物愛護事業を推進している。

昭和25年8月	「狂犬病予防法」(法律第247号)施行
昭和40年3月	玉穂村犬抑留所として開設
昭和43年4月	甲府保健所衛生課の分掌事項に犬抑留所の管理が入る
昭和45年4月	不用犬収集業務委託開始 全県下対象 毎月8日間
昭和47年5月	「山梨県犬取締条例」(昭和43年山梨県条例第11号)の廃止と 「山梨県犬管理条例」の施行
昭和49年4月	甲府保健所衛生課動物管理係設置
昭和50年4月	「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)施行
昭和50年4月	ねこの引取り開始
昭和53年3月	動物管理センターとして全面改築 動物管理係が玉穂村で業務を開始
昭和56年3月	事務室・車庫を増設
昭和56年4月	市町村に対する事務委任 「狂犬病予防法」登録及び鑑札の交付、注射済み票の交付、犬の登録手数料の徴収事務 「動物保護管理法」公共の場所における動物等の死体の収容
昭和59年3月	予備炉を増設
昭和60年4月	狂犬病予防注射が年1回となる
平成6年4月	動物管理課へ昇格
平成8年8月	引き取った犬等の譲渡事業の開始と「犬の飼い方教室」の開催
平成9年4月	「犬のしつけ方教室」開催
平成11年3月	動物指導センターとして全面改装
平成12年4月	「動物ふれあい教室」開催
平成13年4月	動物愛護指導センターとして甲府保健所から独立
平成15年4月	「山梨県犬管理条例」と「山梨県危険な動物の飼養規制条例」を廃止し 「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」施行(平成14年条例第41号)
平成18年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」施行 規制強化 「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正施行
平成20年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画」策定

2 職員の配置状況

平成19年4月1日現在

所 長	次 長	獣医師	技術員	臨時職員	合計
1	1	2	5	2	11

3 施設概要

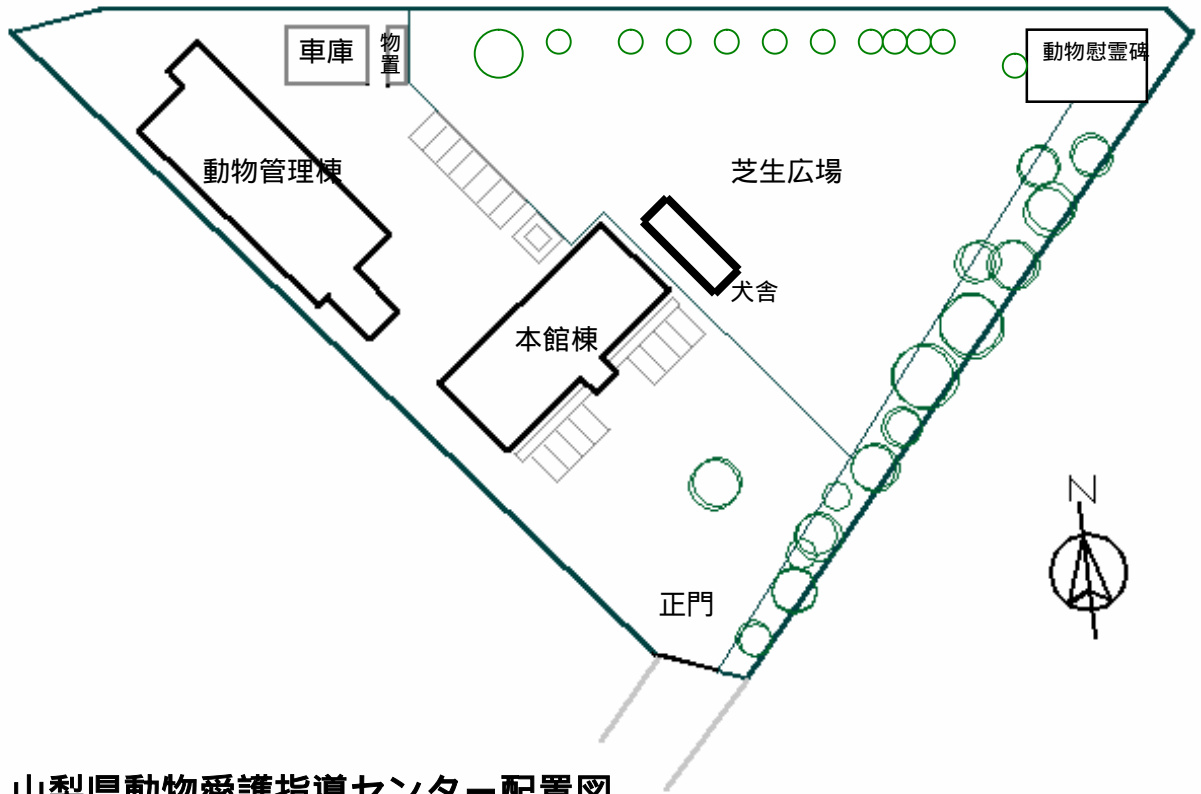
- (1)名 称 山梨県動物愛護指導センター
- (2)所在地 山梨県中央市乙黒1083
- (3)敷地面積 10,296.78㎡
- (4)建設年度 平成10年度(車庫については、昭和55年度)



4 管轄区域 28市町村の全域

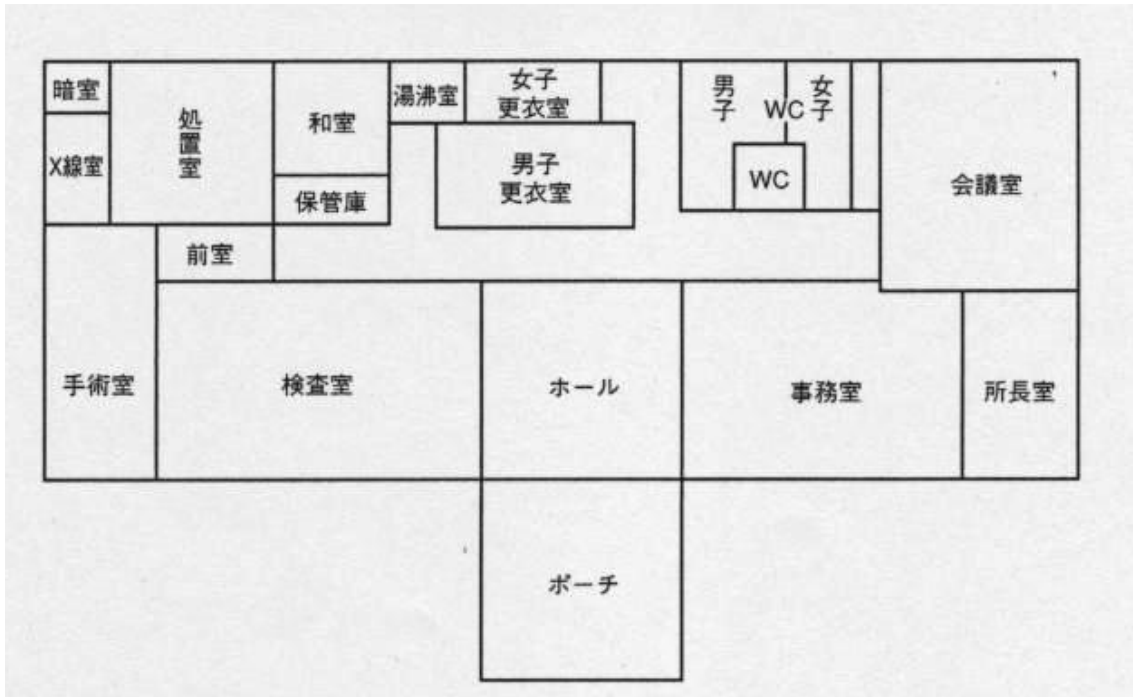


5 建物配置図

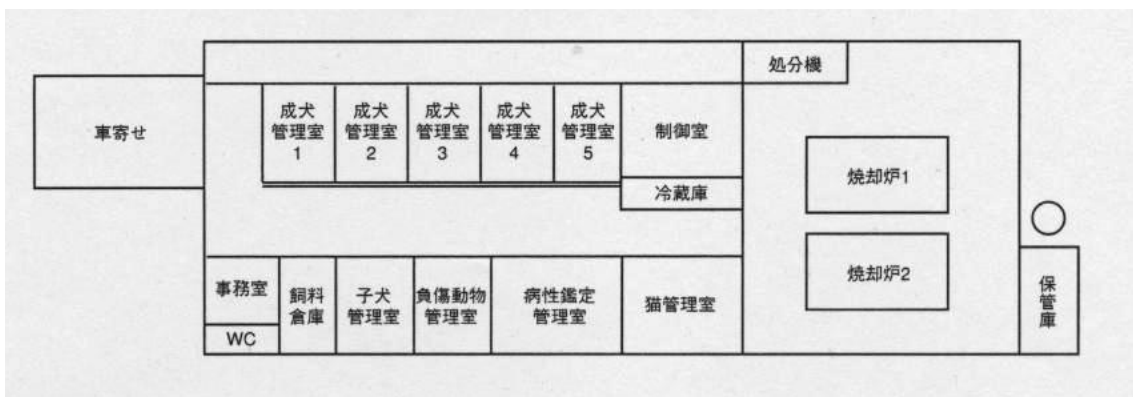


山梨県動物愛護指導センター配置図

5 建物配置図（平面図）



【本館棟】



【動物管理棟】

6 建物規模

名	称	延面積 (㎡) (建面積)
本館棟	事務室	49.75
	相談室	19.425
	会議室	43.26
	休憩室	10.50
	処置室	26.25
	解剖室	35.00
	検査室	57.00
	更衣室・シャワー室	21.70
	トイレ	22.50
	ホール・廊下他	114.115 (124.115)
	計	399.50 (409.50)
管理棟	事務室	12.00
	飼料倉庫	10.00
	負傷動物収容室	12.00
	病性鑑定収容室	12.00
	ねこ収容室	22.00
	子犬収容室	20.00
	成犬収容室	87.50
	制御室	25.00
	焼却炉室 1F	149.50
	2F	(52.71)
	車寄せ・通路他	122.35
計	525.06 (472.35)	
車庫		123.20
飼育小屋		20.00
フロア置き場		2.76
合	計	1,070.52 (1,027.81)

2 動物愛護指導センターの仕事

1 動物愛護指導センター業務体系（ は中北保健所兼務業務）

動物愛護精神の普及啓発活動

- ・センター情報誌「ふれんど」の発行・配布
- ・センター情報を発信するためのホームページの開設
- ・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」の開催
- ・動物愛護デー等のイベントにおける動物愛護精神の普及啓発

適正飼養普及活動

- ・犬・ねこの譲渡会の開催
- ・犬の飼い方教室 ステップ 1 の開催
- ・ " ステップ 2 の開催（飼い犬の同伴あり）
- ・ " ステップ 3 の開催（合同トレーニング）
- ・ " パピーコースの開催（子犬の社会化馴致）
- ・犬のしつけ方教室・ねこの飼い方教室の共催

犬・ねこ等の飼養に伴う生活環境被害の防止

- ・犬・ねこによる生活環境被害の相談対応
- ・飼い主からのしつけ等に関する相談対応

捨て犬・捨てねこの防止

- ・飼えなくなった犬・ねこの引き取り
- ・所有者の判明しない犬・ねこの引き取り
- ・動物の譲渡と処分

負傷動物の処置

犬による危害の防止

- ・野犬等の捕獲収容と返還
- ・咬傷犬の観察（所有者不明の場合のみ）

危険を伴う動物の飼養許可

- ・特定動物の飼養許可事務

動物取扱業の登録

- ・動物取扱業の登録事務
- ・動物取扱施設の監視業務

動物由来感染症対策

動物慰霊祭

1 動物愛護と適正飼養普及事業

(1)動物愛護等情報発信事業

センター情報誌「ふれんど」を年2回発行し、市町村・小学校等に配布しました。また、ホームページを開設し、動物愛護の情報を発信しています。

今年度は新たに「迷い犬ねこ情報」の画面を追加しました。

(2)動物ふれあい教室

小学校1～2年生を対象に、動物を飼うために必要なことや、動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とのふれあいを通して命あるものを大切にする心を育て、動物愛護意識の普及啓発に努めました。

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	20回	25回 (4)	28回 (2)	聴診器を使って犬と子どもの心音を比較、犬と人との違いを観察、性別の判別など、1回に子犬3～4頭を用い1クラス30人程度の小学生を対象に実施した。
参加人員	554人	704人 (152)	772人 (99)	

() : センター内で開催

(3)適正飼育の普及啓発

適正な飼育管理の普及啓発を図るために適正飼養講習会を開催しました。

平成18年度からは土曜日にも教室を開催しています。

犬の飼い方教室

ア ステップ1

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	14回	17回 (3)	12回	・関係法令、犬の習性及び病気等の説明 ・ビデオによるオペラント技法に基づくしつけの紹介とモデル犬による実演 ・教室終了後に譲渡会を実施
参加人員	134人	185人	160人	

() : センター外で開催

イ ステップ2

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	33回	32回	26回	犬の問題行動矯正のために、ステップ1で紹介したオペラント技法の実技を、飼い犬を同伴して少人数制により指導。
参加組数	72組	40組	55組	

ウ ステップ3

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	22回	17回	8回	社会化馴致の強化を目的に、合同演習によるトレーニングを行う。
参加人数	105人	87人	19人	

エ パピーコース

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	9回	10回	10回	子犬の社会化期における経験付加のためのコース。生後3～4ヶ月の子犬を対象に犬同士の社会行動を習得させる。
参加組数	30組	22組	22組	

犬のしつけ方教室

公認訓練師を講師として、会場を設け保健所と合同で開催する。

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	8回	5回	5回	公認訓練士によるしつけの実演。
参加人員	229人	146人	106人	

ねこの飼い方教室

ねこの本能や習性及び問題行動への対処方法、しつけ方の実際について専門的な知識を有する講師を招聘して講習会を開催した。講義の内容に、屋内飼育や所有者の明示など、条例に規定される飼い主の責務・遵守事項等を追加して適性飼養の普及を図った。

	17年度	18年度	19年度	内 容
開催回数	2回	2回	2回	
参加人員	61人	87人	36人	

(4) 犬及びねこの譲渡

山梨県犬・ねこ等の譲渡要綱及び譲渡要領に基づき、センターに搬入された犬ねこの中から選定した犬・ねこを新しい飼い主に譲渡した。

犬及びねこの譲渡数

	犬			ねこ		
	成犬	子犬	計	成ねこ	子ねこ	計
17年度	3	212	215	2	140	142
18年度	10	129	139	2	161	163
19年度	21	128	149	6	92	98

(内訳) 飼育者・保護者への譲渡数

	犬			ねこ		
	成犬	子犬	計	成ねこ	子ねこ	計
17年度	0	19	19		5	5
18年度	1	23	24		2	5
19年度	9	21	30	1	4	5

(内訳) ボランティア団体への譲渡数

	犬			ねこ		
	成犬	子犬	計	成ねこ	子ねこ	計
17年度	3	193	196	2	135	137
18年度	9	106	105	2	159	161
19年度	12	107	119	5	88	93

(5)動物愛護デー

センター業務紹介コーナー・ふれあいコーナーの開設

平成17年9月23日	会場：アイメッセ	1,875名
平成18年9月30日	会場：アイメッセ	1,600名
平成19年9月23日	会場：アイメッセ	1,500名

(6)県民の日記念イベント

小瀬スポーツ公園にて、パネル展示や、動物クイズ、動物ふれあいを行った。

平成18年	455名	11月11日(土)	133名(雨)
		11月12日(日)	322名(晴)
平成19年	675名	11月10日(土)	202名(雨)
		11日(日)	473名(晴)

3 動物管理事業

(1)引取り業務

所有者からの引き取り

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・ねこについては、放置・遺棄などにより生じる問題を未然に防ぐ目的で引取を実施した。

	犬			ねこ		
	成犬	子犬	計	成ねこ	子ねこ	計
17年度	246	163	409	115	259	374
18年度	227	103	330	146	297	443
19年度	236	100	336	123	141	264

所有者の判明しない犬・ねこの引取り

拾得者等から引き取った犬・ねこ等については、「動物の愛護及び管理に関する法律」また、警察に届けられた犬・ねこについては、「遺失物法」に基づき引取りを実施した。

	犬			ねこ		
	成犬	子犬	計	成ねこ	子ねこ	計
17年度	66	117	183	583	1,472	2,055
18年度	68	102	170	532	1,646	2,178
19年度	48	92	140	462	1,436	1,898

処分及び譲渡

収容期限の過ぎたもの及び飼い主から引き取依頼のあった犬・ねこは、譲渡されたものを除き、炭酸ガスによる安楽死処分を行った。

	犬			ねこ			計		
	引取数	譲渡数	処分数	引取数	譲渡数	処分数	引取数	譲渡数	処分数
17年度	1,333	215	1,118	2,451	142	2,309	3,784	357	3,427
18年度	1,134	139	995	2,678	163	2,515	3,812	302	3,510
19年度	1,044	149	895	2,203	98	2,105	3,247	247	3,000

運搬車による犬・ねこの引取り (H17上段 H18中段 H19下段)
 県内の保健福祉事務所(保健所・峡北支所)に集められた、犬・ねこを定期的に動物愛護指導センターに収容した。

	犬			ねこ			合計	摘要
	成犬	子いぬ	計	成ねこ	子ねこ	計		
中北保健福祉事務所峡北支所	41	23	64	27	55	82	146	
	25	11	36	27	45	72	108	
	34	17	51	35	48	83	134	
峡南保健福祉事務所	22	0	22	17	13	30	52	
	10	6	16	3	10	13	29	
	10	5	15	8	4	12	27	
峡東保健福祉事務所	30	47	77	53	79	132	209	
	39	26	65	44	99	143	208	
	51	29	80	37	79	116	196	
富士・東部保健福祉事務所	70	64	134	83	127	210	344	
	55	25	80	61	117	178	258	
	60	30	90	46	61	107	197	
計	164	134	298	187	285	472	770	
	129	68	197	135	271	406	603	
	155	81	236	126	192	318	554	

(2) 負傷動物の処置

交通事故等により負傷した動物の治療を実施した。

	犬		ねこ		その他		計	
	引取り	返還	引取り	返還	引取り	返還	引取り	返還
17年度	29	5	23	1	小鳥 1	0	53	6
18年度	34	4	51	0	0	0	85	4
19年度	35	11	37	0	0	0	72	11

(3) 中北保健所管内の動物管理業務

犬による危害の防止

野犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲檻等を使用し、適切な処理を行っています。

また、犬の放し飼い等、不適切な飼い方による事故等を未然に防ぐため、広報紙やリーフレットを活用して、犬等の正しい飼い方の啓発に努めています。

野犬等の捕獲収容数

	成犬	子いぬ
17年度	572	308
18年度	525	154
19年度	655	157

苦情処理

	野犬等 捕獲	引取依頼	放飼い 指導	家畜・農産 物被害	ふん尿 被害	その他	計
17年度	30	169	24	0	9	406	638
18年度	28	148	23	2	6	282 (14)	489
19年度	19	7	12	4	5	551 (13)	598

注 保健所としての数(市町村は除く)

()は内数で、犬・ねこ以外で猿・鶏・鳥・きつね他

(4) 中北保健所管内の動物取扱業の登録状況
動物取扱業の登録 (19年度)

内容	登録数	業 種 別 内 訳						登録件数 (施設立入 件数)
		販売	保管	貸出し	展示	訓練	計	
件数	77	34	38	1	2	2	77	60

(5) 特定動物の飼養状況調査

特定動物の飼養者及び施設に対して、飼育管理及び危害防止等の指導を実施するとともに、施設の確認検査を行い、安全確保と適正飼養の指導に努めた。

特定動物の飼養許可に関すること (H19)
新規許可 1件 廃止 1件

特定動物飼養許可件数及び調査件数 (H19)

施設	動物種	クマ	サル	ゾウ	ライオン	カメ	トラ	コンドル	計	調査 件数
公園	施設数	2	2	1	1		1	1	2	2
	頭数	3	9	1	2		2	2	19	
客寄せ用 営業用	施設数									
	頭数									
愛玩用	施設数					2			2	1
	頭数					3			3	
販売用	施設数									
	頭数									
計	施設数	2	2	1	1	2	1	1	4	3
	頭数	3	9	1	2	3	2	2	22	

第3 調査研究事業

「犬の飼い方教室」の実績と今後の取り組みについて
(平成20年2月7日 公衆衛生研究発表会)

第4 動物慰霊祭

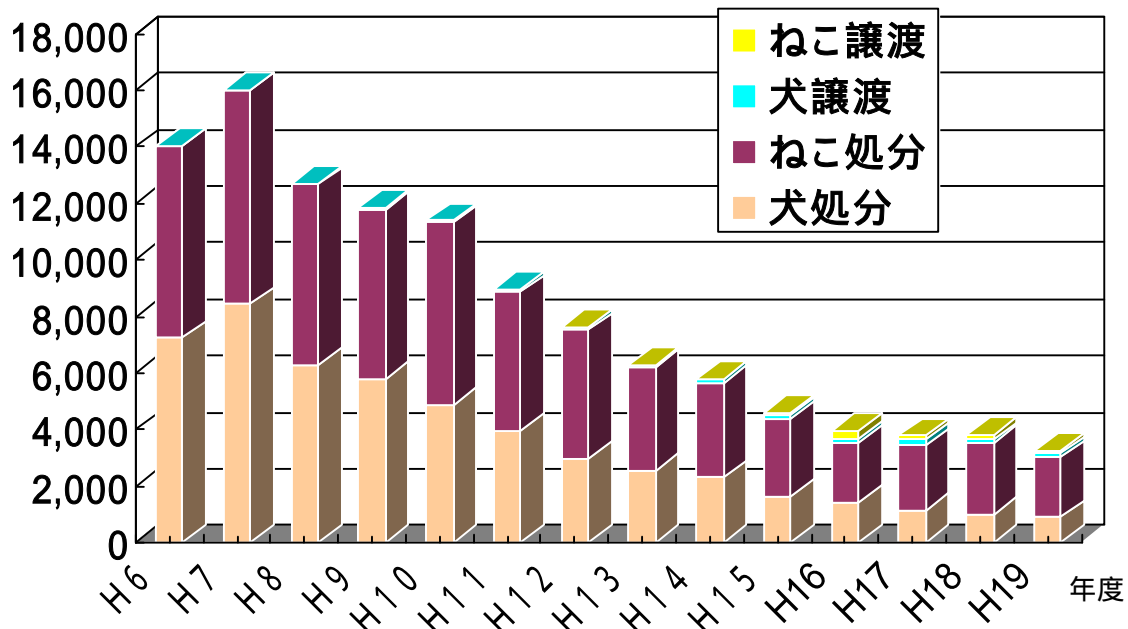
様々な事情により当所に収容され処分されることとなった動物たちの霊を供養し、
更に動物愛護の意識を新たにするため、当所敷地内の慰霊碑に、保健福祉事務所(保健所)・市町
村等の関係職員及び当所職員一同が出席し、年2回開催しています。

平成19年9月21日開催	出席者数	50名
平成20年3月18日開催	〃	60名

参考資料

- ・年度別犬及びねこの引取り処分状況

頭(匹) 年度別 犬及びねこの引取り処分状況



・処分状況 年度ごとに減少傾向

犬：顕著な減少 ねこ：横ばい 譲渡数：やや減少

		H 7	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
犬		8,444	2,296	1,644	1,401	1,118	995	895
ねこ		7,559	3,347	2,731	2,113	2,309	2,515	2,105
計		16,003	5,643	4,375	3,514	3,427	3,510	3,000
譲 渡 用	犬	0	132	150	181	215	139	149
	ねこ	0	41	45	257	142	163	98
	計	0	173	195	438	357	302	247